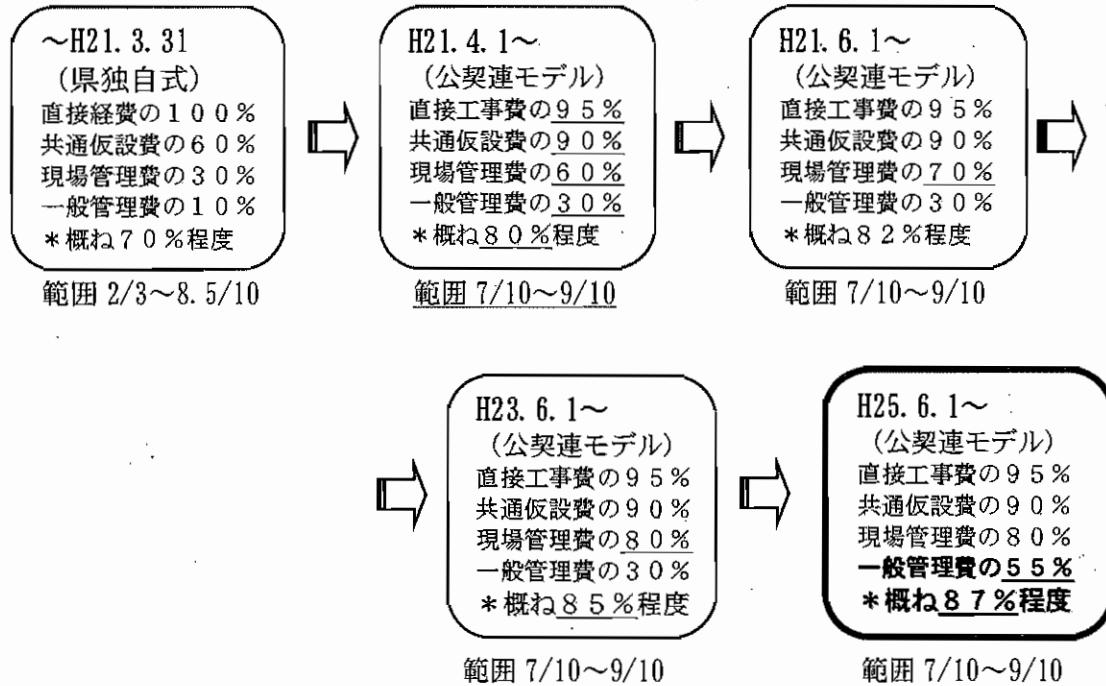


低入札調査基準価格・最低制限価格の算定式の改正

三重県では、低入札調査基準価格・最低制限価格について、平成21年度の独自式から中央公契連モデルへの移行も含め、これまで3回の引上げを行ってきました。この度、平成25年5月16日に中央公契連モデルが改正されたことから、平成25年6月1日に県の算定式を改正します。

図 改正状況



低入札調査基準価格・最低制限価格の算定式 (H25.6.1～)

一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 1.05$$

県土 第03-39号
平成25年5月23日

関係部局長様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

「三重県低入札価格調査実施要領」の一部改正について（通知）

このことについて、三重県低入札価格調査実施要領を一部改正しましたので通知します。
なお、改正概要及び適用については下記のとおりです。
つきましては、部局内各事業室及び地域機関への周知についてよろしくお願ひします。

記

1. 改正概要

- 『工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル』の改正に伴う改正
- ・三重県低入札価格調査実施要領の低入札価格調査を行う場合の調査基準価格算定式の一般管理費等に係る係数等を改正する。

2. 適用

平成25年6月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う工事から適用する。

事務担当：県土整備部建設業課
入札制度班
TEL 059-224-2723

改 正	現 行
<p>三重県低入札価格調査実施要領</p>	<p>三重県低入札価格調査実施要領</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>(基準)</p> <p>第3条 低入札価格調査を行う場合は、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。</p> <p>2 前項の額の算定は、一般土木工事にあっては予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とし、その他の工事については、別表1に掲載した調査基準価格の算定額、若しくは別途定めた算定方法による額とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 三 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 四 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 <p>3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として重点調査基準価格を定める。</p> <p>なお、重点調査基準価格は、予定価格の10分の7.5とする。</p>	<p>(基準)</p> <p>第3条 低入札価格調査を行う場合は、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。</p> <p>2 前項の額の算定は、一般土木工事にあっては予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とし、その他の工事については、別表1に掲載した調査基準価格の算定額、若しくは別途定めた算定方法による額とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 三 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 四 一般管理費等の額に10分の<u>3</u>を乗じて得た額 <p>3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として重点調査基準価格を定める。</p> <p>なお、重点調査基準価格は、予定価格の10分の7.5とする。</p>

改 正

- 附則 1 この要領は、平成10年 8月 1日から施行する。
 2 三重県土木部低入札価格調査実施要領は廃止する。
- 附則 この要領は、平成12年 8月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 1月 14日から施行する。
 (同日の指名審査会に諮る対象工事から適用)
- 附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成20年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年 6月 1日から施行する。

現 行

- 附則 1 この要領は、平成10年 8月 1日から施行する。
 2 三重県土木部低入札価格調査実施要領は廃止する。
- 附則 この要領は、平成12年 8月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 1月 14日から施行する。
 (同日の指名審査会に諮る対象工事から適用)
- 附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成20年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

改 正	現 行
別表1 調査基準価格の算定(下記の額は第3条第2項にある『100分の105』は乗じた額)	別表1 調査基準価格の算定(下記の額は第3条第2項にある『100分の105』は乗じた額)
調査基準価格 : P 重点調査基準価格 : P 1	調査基準価格 : P 重点調査基準価格 : P 1
①一般土木工事 $P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 1.05$	①一般土木工事 $P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.05$
②建築工事 【一般】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	②建築工事 【一般】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$
【解体工事】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$ ※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。	【解体工事】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$ ※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。
③鋼橋製作・架設工 $P = \{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	③鋼橋製作・架設工 $P = \{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$
④機械設備製作・据付工 (下水機械設備工事を除く) $P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	④機械設備製作・据付工 (下水機械設備工事を除く) $P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$
⑤電気・通信設備工事 (下水電気・通信設備工事を除く) $P = \{\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$ ※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。	⑤電気・通信設備工事 (下水電気・通信設備工事を除く) $P = \{\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$ ※ 土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

改 正	現 行
<p>⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事</p> $P = \{機器費 \times 0.85 + 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.8 + 一般管理費等 \times 0.55\} \times 1.05$ <p>※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。</p> <p>なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格 P は、予定価格の 7 / 10 から 9 / 10 の範囲で定めることとする。調査基準価格の端数処理は、P / 1.05 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格 / 1.05 の 7 / 10 を下回る場合は、7 / 10 以上となるように P / 1.05 値の万円未満を切り上げるものとする。</p> <p>また、第 3 条第 3 項の重点調査基準価格 P1 は、予定価格の 7.5 / 10 とする。重点調査基準価格の端数処理は、P1 / 1.05 値の円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、別表 1 における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別途定めるものとする。</p> <p>共通仮設費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。</p> <p>注) 企業庁が発注する工事については、別途定めるものとする。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>別表 2 見積内訳等の検討に係る判断基準について (省略)</p>	<p>⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事</p> $P = \{機器費 \times 0.85 + 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.8 + 一般管理費等 \times 0.3\} \times 1.05$ <p>※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。</p> <p>なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格 P は、予定価格の 7 / 10 から 9 / 10 の範囲で定めることとする。調査基準価格の端数処理は、P / 1.05 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格 / 1.05 の 7 / 10 を下回る場合は、7 / 10 以上となるように P / 1.05 値の万円未満を切り上げるものとする。</p> <p>また、第 3 条第 3 項の重点調査基準価格 P1 は、予定価格の 7.5 / 10 とする。重点調査基準価格の端数処理は、P1 / 1.05 値の円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、別表 1 における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別途定めるものとする。</p> <p>共通仮設費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。</p> <p>注) 企業庁が発注する工事については、別途定めるものとする。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>別表 2 見積内訳等の検討に係る判断基準について (省略)</p>

県土 第03-40号
平成25年5月23日

関係部局長様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

「公共工事に係る最低制限価格の運用について」及び「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」の一部改正について(通知)

このことについて、「公共工事にかかる最低制限価格の運用について」及び「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」を一部改正しましたので通知します。

なお、改正概要及び適用については下記のとおりです。

つきましては、部局内各事業課及び地域機関への周知についてよろしくお願ひします。

記

1. 改正概要

『工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル』の改正に伴う改正

・「公共工事にかかる最低制限価格の運用について」及び「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」における、最低制限価格算定式の一般管理費等に係る係数等を変更する。

2. 適用

平成25年6月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う工事から適用する。

事務担当：県土整備部建設業課
入札制度班
TEL 059-224-2723

○公共工事に係る最低制限価格の運用について

改 正	現 行
(省略)	(省略)
【工事区分】	【工事区分】
①一般土木工事	①一般土木工事
$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 1.05$	$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.05$
②建築工事等	②建築工事等
【一 般】	【一 般】
$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$
【解体工事】	【解体工事】
$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$
※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。	※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。
③鋼橋製作・架設工	③鋼橋製作・架設工
$P = \{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$	$P = \{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$

改 正	現 行
<p>④機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）</p> $P = \{(直接製作費 + 直接工事費) \times 0.95 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.9 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.8 + 一般管理費等 \times 0.55\} \times 1.05$	<p>④機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）</p> $P = \{(直接製作費 + 直接工事費) \times 0.95 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.9 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.8 + 一般管理費等 \times 0.3\} \times 1.05$
<p>⑤電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）</p> $P = \{\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$ <p>※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。</p>	<p>⑤電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）</p> $P = \{\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$ <p>※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。</p>
<p>⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事</p> $P = \{\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55\} \times 1.05$ <p>※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。</p> <p>※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。</p> <p>※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。</p>	<p>⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事</p> $P = \{\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3\} \times 1.05$ <p>※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。</p> <p>※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。</p> <p>※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。</p>

この運用基準は平成 25 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

○修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について

改 正	現 行
<p>修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について 平成25年6月 (省略)</p> <p>【区 分】</p> <p>①建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの</p> $P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55) \times 1.05$ <p>但し、機械・電気等の点検整備業務については、別紙により各費目を区分し算出するものとする。</p> <p>※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。 ※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>この運用基準は平成25年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象業務から適用する。</p>	<p>修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について 平成23年11月 (省略)</p> <p>【区 分】</p> <p>①建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの</p> $P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.05$ <p>但し、機械・電気等の点検整備業務については、別紙により各費目を区分し算出するものとする。</p> <p>※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。 ※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。</p> <p>(省略)</p>